

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	桂東こども園	施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都社会福祉士会		

2019年5月20日

総 評	<p>桂東こども園は、社会福祉法人桂朝日福祉会により1981年に設立されました。現在は幼保連携型認定こども園として運営されており、本園と分園において、生後4か月の0歳児から5歳児（就学前）までを広く受け入れています。同園は設立以来、のびのびした健康な心身を育てるとの理念のもと、健やかで元気な子、友達と仲良く楽しく遊べる子、心の明るい豊かな子、自分らしさを表現できる子を育てることを保育目標に掲げておられます。このような保育目標のもと、集団生活の中でも決して無理強いしないで、一人ひとりの園児に応じて生活習慣が身につくように心がけておられます。また、地域との交流も大切にしており、近くに併設された桂東児童館とも連携し、乳幼児親子の交流の場である「わくわく広場」や移動動物園などへも積極的に参加し、毎週日曜日には、園庭開放を行っています。</p> <p>最近では教育に力を注いでおり、建物の増改築により、絵本などをたくさん常備して、子どもの探究心などを育てるための「学びの部屋」を作る予定です。</p>
特に良かった点(※)	<p>○「デイリーリスト」の作成と更新</p> <p>保育の質を継続的に保つため、クラス単位で、標準的な実施方法を詳細に記載した「デイリーリスト」を策定しており、年度ごとにクラス担任が随時更新しながら、次の担任に引き継ぎを行っています。</p> <p>○充実した食育への取組み</p> <p>献立に応じて、混ぜる、握る、あえるなど、調理を体験できる機会を設けています。また野菜をプランターで育てたり、近隣の畑で芋やイチゴの収穫したりすることなどを通じて、食物の大切さを学んでいます。このほか、食に関する絵本を読み聞かせることなどで、食に関する関心を深めるなど、食育に対して、充実した取り組みをしています。</p> <p>○積極的な研修機会の創出</p> <p>京都市保育園連盟、京都市日本保育協会などが実施する様々な研修の情報を、職員に積極的に開示し、年3回以上、業務時間内に参加することを推奨しており、職員の一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮しています。</p>

<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>○中・長期計画、単年度計画について</p> <p>中・長期計画および単年度計画が確認できませんでした。理念や基本方針の実現のためには、目標を明確にし、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を定めた上で、これを実行し、かかる計画の評価・見直しを行うことが大切です。今後は、中・長期計画及び単年度計画を定めらえることを期待します。</p> <p>○マニュアルの整理について</p> <p>子どもの虐待防止に関するマニュアルなど、マニュアル整備自体が不足しているもの、整備されていても何年も更新されていないものがありました。一度備え置かれているマニュアルを整理し、不足しているものを補ったり、内容を精査して見直し等を行ったりして、現状に即したマニュアルにしていなければと考えます。</p> <p>○保育士の育成について</p> <p>今年度、保育士が年間目標を設定しておらず、目標達成度についての自己評価もなされておりませんでした。保育の質の向上のためには、保育士一人ひとりが目標を設定し、年間を通して、その進捗度を確認した上で自己評価することの積み重ねが大切ですので、今後はこれを実施するようにしてください。</p>
---------------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	桂東こども園
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都社会福祉士会
訪問調査日	2019年3月6日

保育所評価基準 対比シート (H29年4月～)

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	c
		5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	c
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	c
		7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	c
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	b
		9	②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	c

[自由記述欄]

1. 理念、基本方針が、パンフレット、ホームページ等に掲載しています。また施設長は、毎年職員会議において、職員にこれを周知し、入園式等で保護者に周知しています。
2. 施設長は西京園長会に参加し、社会福祉事業全体の動向や保育のニーズなどを把握し、分析しています。
3. 役員会において、経営環境や財務状況等について協議し、これらの課題について役員間で共有しています。また施設長は役員会の内容について、職員会議で職員に報告しています。
4. 中・長期計画がありません。
5. 単年度の行事計画は策定していますが、事業計画はありません。
6. 事業計画がありません。
7. 事業計画がありません。
8. 保育の質の向上のために、職員に対して研修への参加を奨励したり、職員会議などで日々の実践を報告し、課題を共有した上で、改善への取組みが図られております。第三者評価は、今回初めて受診されましたが、今後は定期的に受診するとのことです。
9. これまで、課題の文書化と改善計画の策定が不十分でしたが、今回第三者評価を初めて受診したことから、今回の結果をふまえて課題を明確化し、改善策の実施を検討するとのことです。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任と リーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされてい る。	10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っ ている。	a	b
		11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	b
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮さ れている。	12	①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮してい る。	a	b
		13	②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮してい る。	b	b
II-2 福祉人材の確保・ 育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立 し、取組が実施されている。	b	b
		15	②	総合的な人事管理が行われている。	b	b
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされて いる。	16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組 んでいる。	a	b
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確 立されている。	17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	b
		18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・ 研修が実施されている。	a	b
		19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる 専門職の研修・育成が適切に行わ れている。	20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整 備し、積極的な取組をしている。	a	b	
II-3 運営の透明性の確 保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取 組が行われている。	21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
		22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われ ている。	a	b
II-4 地域との交流、地 域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保され ている。	23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	b
		24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確 立している。	a	b
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されて いる。	25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携 が適切に行われている。	b	b
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を 行っている。	26	①	保育所が有する機能を地域に還元している。	b	b
		27	②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われてい る。	b	b

[自由記述欄]

10. 防災マニュアルにおいて、有事における施設長の役割と責任や不在時の権限委任等について明文化しています。施設長は保護者会が発行する「先生紹介」において、自らの役割と責任について掲載し、保護者に対しても役割等を表明していますが、職務分掌について、職員に周知が図られていません。
11. 施設長は労務管理などの研修に参加したうえで、必要部分についてコピーし、職員に配布していますが、関連法令リストを備え置く等の法令遵守のための体制づくりは十分とはいえません。
12. 施設長は職員に対し、京都市保育園連盟、京都府保育協会、京都市などが主催する研修に年3回以上参加するよう奨励していますが、保育の質の現状を定期的に評価し、分析するまでには至っていません。
13. 施設長は組織の理念や基本方針の実現に向けて、担任等の人員配置を工夫したり、職員の処遇改善に取り組んでいますが、経営の改善や業務の実効性を高めるために、組織内に具体的な体制を構築するまでには至っていません。
14. 保育所として、ホームページで採用募集を実施するなど、随時採用活動を実施していますが、福祉人材の確保についての具体的方針までは定めていません。
15. 法人の理念・基本方針に基づき、「園是」を策定し、期待する職員像等を明確にしていますが、人事基準を職員に周知していません。
16. 施設長は、職員が作成する「勤務時間表兼時間外勤務表」により、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働の状況を毎月確認しています。また常勤、非常勤を問わず、希望者は京都市民間社会福祉施設職員共済会に加入し、同会の福利厚生を利用しています。ただし、施設長と職員との個別面談は行っていません。
17. 「園是」に、期待する職員像を明示していますが、職員一人ひとりの目標が設定されていません。
18. 「園是」に、期待する職員像を明示していますが、体系的な研修計画は確認できませんでした。
19. 京都市日本保育協会や京都市の幼保総合支援室などが実施する研修の情報を積極的に開示した上で、参加を勧奨しており、職員一人ひとりが、研修に参加できるよう配慮しています。
20. 実習に関するマニュアルは整備していますが、指導者に対する研修は実施していません。
21. ホームページ等の活用により、保育所の理念や基本方針、保育の内容などを公開していますが、苦情・相談の体制や内容、これに基づく改善や対応の状況について公表していません。
22. 公認会計士による指導や指摘事項に基づいて、経営改善に取り組んでいますが、保育所における事務、経理、取引に関する職務分掌が明確にされていません。
23. 法人が運営する桂東児童館と連携し、乳幼児親子の交流の場である「わくわく広場」や移動動物園などへの参加を促していますが、地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化していません。
24. 一般のボランティアのほか、中学校の職場体験や高等学校のインターシップを受け入れていますが、ボランティアの受け入れに関するマニュアルを整備していません。
25. 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、児童相談所などの関係機関との連携を図っていますが、個々の子ども、保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料の作成は今後の課題です。
26. 地域の保護者や子ども等との交流のために、定期的に園庭開放を行っていますが、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研究会等の開催するなど保育所の専門性や特性を活かした取り組みがなされていません。
27. 園庭開放などを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めていますが、地域住民の多様な相談に応じる機能は有していません。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果		
					自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	b	
		29	②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	b	
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a	
		31	②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	b	
		32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b	
	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	b	
		34	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	b	
		35	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	b	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	b	
		37	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	b	
		38	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a	
		39	④	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	b	
	Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	b
			41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
		Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	b
			43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a	
		45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	b	

[自由記述欄]

28. 着衣などについて男女で色分けしないなど、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮しています。ただし、子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」などの策定や、これを実践するための取組みは確認できませんでした。
29. トイレの仕切りや扉、オムツ替えベッドなど、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っていますが、子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備されていません。
30. 利用希望者の見学については、随時応じており、理念や基本方針などを紹介したパンフレットなどを用いて、保育の内容などを説明しています。
31. 保育時間等の変更にあたっては、書面で保護者等の同意を得ていますが、特に配慮が必要な保護者に対する説明については、職員が個々に対応しており、ルール化していません。
32. 保育所等の変更があった場合には、児童保育要録により、引き継ぎを行なっていますが、子ども園の利用が終了した際に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明するための文書は作成していません。
33. 苦情解決の体制は整備していますが、苦情内容および解決方法等の公表はなされていません。
34. 応接室や使用していない保育室など、相談しやすいスペースは確保していますが、保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書は作成していません。
35. 意見箱を設置したり、保護者会によるアンケートを活用したりするなど、保護者の意見を積極的に把握する取組みを行っています。また、苦情解決要綱を整備していますが、これが実際には活用されておらず、定期的な見直しもなされていませんでした。
36. ヒヤリハットを月ごとにまとめて、職員会議で報告しています。案件によっては緊急ミーティングを招集する等、早急に対応しています。園長が保育事故に関する研修に参加し、職員会議等で職員に周知していますが、リスクマネジメント委員会等は設置していません。
37. 入園のしおりに、感染症罹患時の登園停止基準を記載し、保護者に説明しています。また、園の掲示板に感染症に関するお知らせ等を貼り出しています。嘔吐下痢の対応方法についてトイレ等に貼り出していますが、感染症の予防と発生時の対応についてのマニュアルの見直しを確認できませんでした。
38. 防災マニュアルを整備し、緊急時連絡カードを作成しています。災害バックを準備し、備蓄リストを作成しています。避難訓練手順を定めて避難訓練を実施しています。昨年6月は消防署と連携して避難訓練を行っています。
39. 避難訓練手順に基づき、避難訓練を行い、実施記録表に内容を記録しています。110番通報装置を園内3か所に設置しています。避難訓練手順は職員会議で見直しを図っていますが、警察等の連携のもとでの研修は行っていません。
40. 標準的な実施方法を記載した「デイリーリスト」を策定し、職員のOJT等で使用しており、行事ごとの実施方法も記載していますが、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢を明示していません。
41. 「デイリーリスト」は、年度末に次年度の担任が、前年度の担任の意見等を参考にし、子どもの人数や職員数に合わせて内容の見直しをしています。
42. 入園時に児童票、健康診査票と共に、家庭での子どもの状況（排せつ、睡眠、食事）について情報収集し、個人面談を行い、保護者のニーズ等を聞き取っています。アセスメント、保育課程に基づき指導計画を策定していますが、様々な職種の関係職員が参加する合議は行っていません。
43. 指導計画を策定し、定期的に評価、反省を行い、月ごとの評価を記入しています。評価した結果を次の指導計画に生かしています。
44. 子どもの発達状況を記録し、個別の指導計画に生かしています。リーダーの保育士が文章の作成の指導を行い、書き方に差異がないようにしています。また、保護者からの個別の相談はレポートにまとめて回覧し、職員会議や各委員会のミーティングで情報共有しています。
45. 重要事項説明書で個人情報の使用についての説明を行い、使用同意書ももらっています。毎年4月の園だよりで個人情報の使用について連絡をしています。記録は施錠して保管し、廃棄は業者に依頼して処理していますが、保管、保存、廃棄に関する規程は確認できませんでした。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果		
					自己評価	第三者評価	
A-1 保育内容	A-1-(1) 保育課程の編成	46	①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	a	
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		47	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
			48	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
			49	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
			50	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a
			51	⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
			52	⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
			53	⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
			54	⑧	障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
			55	⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
			56	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a
	A-1-(3) 健康管理		57	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
			58	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
			59	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事		60	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
61			②	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	b	a	

[自由記述欄]

46. 保育課程は保育理念や方針に基づいて策定しています。年度末には、職員会議で評価を行い、見直しをしています。

47. 保育室は温度、湿度を管理し、定期的に民間業者による空気状態の調査や畳のダニ調査を実施し、結果を職員会議で伝えています。また、遊びごとにスペースを設けて、子どもが過ごしやすい環境を整えています。

48. 保育士は子どもの要求を受け止め、適切な声掛けを行うようにしており、指導計画にも子どもへの言葉遣いや見守りに対する配慮を明記しています。

49. 集団生活の中でも、無理強いしないで、子どもがやってみようと思うように声かけを行い、一人ひとりの様子に応じて、生活習慣が身につくようにしています。

50. 生活と遊びを通して、友達等と人間関係が育まれるように意識して保育を行い、散歩で戸外に出かけて季節を感じられるように自然に触れる機会を設けています。年長児は公共交通機関を利用して、遠方に遠足に出かけて社会的なルールや態度が身につくような取り組みをしています。

51. 0歳児の保育室は、敷地の離れた分室にあります。個人別の指導計画を作成し、一人ひとりのねらいを定めています。落ち着いてゆったりと過ごせる環境を整えて、一人ひとりの発達状況に応じて自分で出来ることを促しています。

52. 1, 2歳児は自我の出始める年齢であり、保護者と連絡を取りながら園での様子を伝え、家庭の状況を聞き取りして、一人ひとりの状況に応じて適切な関わりが出来るようにしています。発達に応じて遊びが広がり、展開できるように取り組んでいます。2歳児は、年明けから幼児クラスに変わるので、自分で出来ることを増やしていけるように取り組んでいます。

53. 幼児クラスは、意識して縦割り保育を実施しており、給食やおやつを縦割りのクラスで食べるなどの取り組みをしています。子どもの興味に応じて、幼児向け月刊誌を選択して置くようにしており、背の高さに合わせた棚に玩具を置いて、自由に出して遊べるように工夫する等、保育環境を整えています。

54. 気になる子どもには、個別指導計画を作成し、定期的に評価、見直しをしています。障害のある子どもが安心して過ごせるようにイラストカードを使用してわかりやすく伝える工夫をしています。

55. 夕方の延長保育時におやつを提供しています。延長時の子どもの引継ぎは担任からメモや口頭で保護者に伝えたり、担任からの手紙を保護者に手渡しして対応しています。延長保育の時は、種類の違うおもちゃを日替わりで遊べるように工夫して保育の内容に配慮しています。

56. 就学前には早めに児童保育要録を作成し、必要に応じて小学校の教諭と面談できるようにしています。就学に向けて午睡がなくなる1月ごろから、模擬教室ごっことしてワークの時間を設けています。保護者に園だよりを通じて、取り組みを伝え小学校生活の見通しが立てられるように支援しています。

57. 「学校安全計画」を策定し、年間の目標やねらいを定めています。入園時に保護者には「入園のしおり」を渡し、健康に関する取り組みについて説明しています。また、提出された「健康診査票」をもとに子どもの健康状態を把握しています。「睡眠チェック表」でSIDSの対応を行い、保護者には、個別に相談を受けています。

58. 健康診断、歯科検診の結果は記録を残して職員に周知しています。保護者へは「健康の記録」や連絡帳で伝えています。歯科検診を受けた後に歯磨きに関する取り組みを行い、子どもの理解を深めています。

59. 「食物アレルギーについての対応マニュアル」を策定し、医師の診断書、食物指示書に基づき対応しています。食品にラップをかぶせ、シールを張り、器を変える等、他の子どもの食事と区別出来るように取り組み、「気になる子リスト」にアレルギー食品を摂った時の状態を保護者から聞き取り、記録しています。ヒヤリハット事例の時には、現場の状態を確認する機会を作り、対応を検証しています。

60. 子どもの発達に合わせて、味や触感を考えて、食事を提供しており、献立に応じて、混ぜる、握る、あえるなどの調理を体験できるように工夫しています。0歳児から陶器の食器を使用して材質に配慮しています。野菜をプランターで育て、近隣の畑で芋やイチゴの収穫を体験し、食に関する絵本を読み聞かせて、食に関する関心を深めています。

61. 「衛生管理記録簿」「点検表」に基づいて衛生管理を行い、給食日誌で喫食状況を確認しています。離乳食は段階を踏まえて栄養士が食事の様子を見ながら進めています。季節の食材や行事食を取り入れて、献立を工夫しています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	b
	A-2-(2) 保護者等の支援	63	①	保護者等が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	b
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	c

[自由記述欄]

62. 0, 1, 2歳児は連絡帳、幼児は保護者の希望によりミニノートを使って連絡を取り合っています。年2回懇談会を行い、保護者一人ひとりから意見を聞き取っています。アレルギーのある子どもに対しては給食ノートを活用して、保護者と情報の共有を行い、家庭との連携を図っていますが、家族からの相談や懇談会の記録は書式が定まっていない為、記録する内容の基準が定まっていません。

63. 保護者とは必要に応じて個別の相談も受けており、内容はレポートに記録して回覧しています。相談内容に応じてリーダー職員、主管、副主幹保育士に相談して回答しています。一時保育や園庭解放を行い、相談に応じています。

64. 子どもの日頃の様子や体の具合に気を配り、虐待の兆候を見逃さないようにしています。職員を情報を共有し、子どもの対応方法についても検討しています。児童相談所等と連携して対応していますが、虐待等権利侵害を発見した場合等のマニュアルによる研修を実施出来ていません。

65. 保育士一人ひとりの保育実践について振り返る自己評価は行っていません。